脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.51

**インクルージョン・インタナショナル（国際育成会連盟）：**

**「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン」への意見提出**

### Submission on the CRPD Committee’s

### “Draft Guidelines on De-institutionalization, including on emergencies”

### by Inclusion International

**I.はじめに**

1.インクルージョン・インターナショナルは、知的障害者とその家族の世界的ネットワークです。私たちの世界的ネットワークは、世界中の知的障害者とその家族の人権と完全なインクルージョンを推進するために活動しています。私たちのネットワークには、5つの地域115カ国の200を超える団体が加盟しています。

2.インクルージョン・インターナショナル(II)は、障害者権利委員会(以下「委員会」)が緊急時を含む脱施設化ガイドライン草案について率先して市民団体に意見を求めたことを歓迎します。脱施設化世界連合（Global Coalition on De-institutionalization）のメンバーである私たちは、CRPD委員会が主導する協力的なプロセスと、各国政府が強く必要とし要請している本ガイドライン策定の取り組みを高く評価します。

3.世界中で、知的障害者は明確なメッセージを発しています： 「私たちは、すべての施設を閉鎖し、新たな施設型の場を二度と建設しないことを要求する」。国連の障害者権利条約（CRPD）第19条は、どこで誰と暮らすかを選択する権利を認めています。一般的意見5では、施設はCRPDに準拠していないとされています。にもかかわらず、知的障害者は依然として施設に最も多く入所しています。

4. 公開協議（意見募集）の期間が短かったことを考慮すると、私たちのネットワーク全体で協議することは不可能でした。ここ数年、私たちのメンバー団体は、それぞれの国で脱施設化プロセスに関与してきましたが、私たちには、さまざまな経験をまとめる機会がありませんでした。

5.私たちは、さまざまな地域のメンバーの経験に焦点を当てることを試みました。この提出文書は、インクルージョン・インターナショナルの脱施設化ワーキンググループのメンバーとの緊密な協議を経て作成されたものであり、彼らの経験に基づくものです。他の地域や国のメンバーも、障害当事者団体を含め、意見を提供する予定です。

6.ガイドライン草案について、私たちは会員からさまざまな意見を聞きました。草案とその総合的な側面を歓迎する声がある一方で、ガイドラインがCRPDと一般的意見第5号を萎縮させたり、CRPDに基づく義務を薄めると懸念する声もあります。私たちは、CRPDと一般的意見No.5を最高基準として認識することの重要性と、本ガイドラインが補完的な資料であることを強調したいです。

7.会員から寄せられた意見で一致しているのは、ガイドラインのわかりやすい（Easy Read）版の公表が原文に比べて遅れていることです。わかりやすい版を必要とする人がガイドラインを見直すにはもっと時間が必要なのに、2つの版には3週間近い差がありました。インクルージョン・インターナショナルはCRPD委員会に対し、すべての障害者がプロセスに参加する平等な機会を確保し、公正な協議のための十分な時間を確保するよう求めます。私たちは、インクルーシブな参加に関する「[聴き、参画し、尊重する（Listen, Include, Respect）ガイドライン](https://www.listenincluderespect.com/)」に従うことを推奨します。

**Ⅱ．具体的なセクションおよびパラグラフの修正案**

**パラグラフ 13：**

8.障害者がまだ施設にいる間、修理や維持を控えることは危険であり、施設にいる障害者への危害を増大させる可能性があります。維持の代わりに、拡張のための設備投資をこれ以上行わないという表現に変更することを提案します。

9.「締約国は、新規の入所および施設や病棟の新設を一時停止し、**改修や改装**を控えるべきである。」

**パラグラフ14および15**

10. パラ14は施設の形の例および一般（主流）の場を含む施設の広い範囲を示し、パラ15では施設を定義する要素を示している。世界における施設の形と名称の多様性を考えると、我々は、定義的要素を示すことの方が重要であり例示の前に来るべきと考える。

11.従ってこの2つの段落の順番を変更し、まず「施設を定義する要素」から始めることを提案する。

12.また、現行のパラグラフ14を修正し、定義する要素とリンクさせることを提案する。修正案は以下の通り：

　「**上記パラグラフの定義要素を考慮すると**、施設収容の形態には、社会的ケア施設、精神科施設、長期滞在型病院、老人ホーム、特別寄宿学校、リハビリテーション・センター、ハーフウェイ・ホーム、グループホーム、家庭的児童養護施設、保護生活施設、移行ホーム、アルビニズム・ホステル、ハンセン病コロニー、その他の**上記パラグラフに記載された要素を満たす**集合的な環境が含まれる。」

13. パラグラフ15には、一般の施設環境についての言及もある。私たちは、知的障害者がこのような場に過剰に存在する可能性があることを認識しているが、この文書の範囲ではないことを考慮すると、この言及はガイドラインの対象読者を混乱させる可能性があると考える。

14.したがって、私たちの提案は、一般の施設的な場に言及している部分を削除し、「施設収容には、本人の意思に反したあらゆる形態の入所および拘禁が含まれる。『観察、ケア、治療』および／または予防的拘禁のような目的で、人の自由が奪われる可能性のある精神保健の場は、施設収容の一形態である。」を独立したパラグラフとして設けることである。（新規のパラグラフ16。）

**パラグラフ 20、34**

15.複雑な支援を必要とする人は、最も施設に収容されている、または収容される危険にさらされている人である。これは草案には暗黙的に含まれているが、特に支援や意思決定に関する段落では、明確に言及することが重要である。

16.私たちの提案は、障害者に言及するたびに、特にパラグラフ 20 と 34 で、「複雑な支援ニーズを持つ人を含む」を追加することである。

**パラグラフ 26**

17.パラグラフ14と 15についてのコメントに従い、文書を翻訳する際に誤解を招きかねない、あるいは文脈に関連しない施設名の例ではなく、分離されたサービスの定義的要素を提示することを提案する。

18.「居宅サービス、居住サービス、その他の支援サービス、パーソナルアシスタンスなどの地域に根ざした支援サービスは、脱施設化プロセスにおいて、新たな分離されたサービスの出現を防ぐべきである。**分離されたサービスとは、パラ14で述べた施設の定義的要素を持つサービスのことである。これには、日課の厳格さ、同じ場所での同じ活動、同じ環境での障害者数の不均衡の多さなどが含まれる。**

**パラグラフ 41：**

19.高齢障害者に関する小項目を追加し、知的障害のある高齢者や認知症のある高齢者がさまざまな形態の施設に過剰に存在することを認めるよう提案する。

**パラグラフ 43**

20.このパラグラフは家族の定義と範囲を規定している。このようなことを定めた人権条約はなく、議論の的である。この段落に家族の例を示す参考文献を加えることが重要である。

21.すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約の一般的意見第 22 号パラグラフ 21、及び子どもの権利条約の一般的意見第 19 号パラグラフ 2を参照することを提案する。

**パラグラフ 55：**

22.この段落には相反する文章があり、混乱する可能性がある。即座の対応に言及する一方で、「あらゆる努力が払われた場合...」でなければならないと、対応を遅らせる理由となりうることにも触れている。

23.この段落の主目的と優先事項の決定が必要である。緊急事態（生命の危機や回復不可能な被害など）であれば、即時対応というのが無条件の唯一の答えである。この意味で、「これは、本人のインフォームド・コンセントを得るためにあらゆる努力が尽くされた場合にのみ、あるいは、肯定的な同意を現実的に得ることができない場合には、本人の意思と選好の最善の解釈に基づき、行われるべきである」という一文は削除されるべきである。回復不能な危害が生じるおそれがない場合には、本人のインフォームド・コンセントを求めることは必要条件として残すべきであるが、これは明示されるべきである。

**パラグラフ 84**

24.パラグラフの最後に、個別資金のポータビリティ（持ち運べること）に関する一文を追加する： 「施設を退所する人に対する所得支援は、新しい生活形態に合わせて行われるべきである。**国家間の人の移動は、個別化された資金援助を停止または削減する理由になってはならない。**」

**パラグラフ92**

25.個別的計画は政府から独立し、施設を退所する人が主導することが重要である。

26.計画は施設を退所する本人によって行われるべきであり、制度から切り離されるべきであると認める一文を追加することを提案する。

**パラグラフ93**

27.施設に入所している障害者はトラウマを抱えているため、必要な人には心理的なサポートが重要である。

28.以下の点を追加することを提案する： **(g)地域社会へ移る際、彼らの要求に応じて継続的な心理的支援を受けることができる。**

**セクション9：救済、賠償、補償について**

29.不服申し立ての方法に関するパラグラフを追加することを提案する。施設からの生還者のための不服申し立て手続きを認め、整備すべきである。

詳細は下記まで： インクルージョン・インターナショナル、世界権利擁護マネージャー、マネル・ムヒリ [manel@inclusion-international.org](mailto:manel@inclusion-international.org)

（翻訳：佐藤久夫、尾上裕介）